

要請書について (回答)

- 提出者：鳥取県社会保障推進協議会
- 受付日：令和4年10月3日
- 回答日：令和4年11月18日

1. 医療について

(国民健康保険制度について)

①国民健康保険料(税)を引き下げてください。基金の取り崩し、活用をすれば十分可能です。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、令和4年度においても令和3年度に引き続き国民健康保険料の引き下げを行っています。被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しており、現時点で更なる国民健康保険料の引き下げは困難と考えています。

②18歳未満の均等割による保険料は免除し、財政負担を国がするよう求めてください。

当面、県及び市町村の負担で18歳未満の均等割の免除を行ってください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

未就学児につきまして、令和4年度から均等割の軽減を行っています。また、国へ子どもに係る均等割軽減の対象年齢や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を要望しています。

国の基準以上の軽減につきましては、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは、難しいと考えます。

③保険料(税)滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。

また、給付制限(国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など)を行っている場合は、とりやめてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない等の場合には、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

短期保険証につきましては、対象者全員に短期保険証(6ヶ月)を継続的に交付します。

限度額認定証につきましては、滞納があっても、納付状況等により交付を行います。

国保ドックにつきましては、資格証対象世帯以外の方は受けていただくことができます。

一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

④一部負担金の減免制度の年間実績を教えてください。利用者少数の場合は、国保加入者が利用できる基準に見直してください。

制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

令和3年度実績0件、令和4年度実績0件(10月18日現在)です。

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めています。

また、制度の周知方法については、倉吉市ホームページ等各種媒体を活用し、周知をはかっていますと考えております。

(添付資料) 倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

⑤保険料の特例減免における、減免要件である収入の減少については、コロナの影響を受ける前（令和元年）の収入と比較するようにしてください。

傷病手当は対象が被用者のみで、フリーランスや事業者などが除外されています。対象を制限することなく、コロナ陽性となった加入者全てを傷病手当の対象にしてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

コロナ禍の影響により3年収入が減少すれば、減少した所得水準に応じて4年度の国保料が設定されます。コロナ禍前の収入との比較とすれば同程度の所得水準でコロナ減免が適用されない低所得者などとの不公平が生じかねないため、比較対象年を変更することは、今のところ考えておりません。

傷病手当金につきましては、国の考え方に沿って制度化しています。市独自で対象者等を拡大することは今のところ考えておりません。

（無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて）

①県中部地域では、無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

本市には無料低額診療事業を実施する医療機関がないため、利用実態の把握ができません。

（地域医療について）

①厚生労働省が公的病院の統合・再編リストを発表しましたが、自治体からの反対を受けても、リストも方針も撤回していません。画一的な価値基準で、医療活動の縮小を求める姿勢は正すよう求めてください。（回答なし）

②コロナの影響で経営が厳しくなっている医療機関への支援を国に求めるとともに、医療機関の経営状況を把握し、独自の支援策もご検討ください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関の経営が厳しい等の情報は入ってきてはいませんが、昨今の円安や物価高騰を受けて、鳥取県は今年度、医療機関の光熱費等に対して支援をすることとしており、市として独自の支援は考えておりません。

③コロナ患者に対して必要な医療が受けられるよう、コロナ対応病床の確保、保健所機能の強化を図る手立てを検討してください。そのための国への働きかけ、体制強化を含めた措置や支援をお願いします。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れが可能な医療機関に限られるうえに、特に総合病院では緊急の入院や手術などが必要な重症患者のための病床の確保も求められます。

鳥取県は病床や医療従事者の不足を補うために、患者の病状や重症化リスクによって病院や宿泊療養施設、在宅療養とに療養先の分散化を行ったり、陽性者コンタクトセンターの設置により保健所や医療機関の負担の軽減を図っています。

本市としては、継続的な保健所の体制を持続するために国の示す方針に従い、県と連携して保健所業務の応援（保健師派遣、PCR検査等）を実施していきます。

（国への意見）

本年10月1日から後期高齢者の一部の方の窓口負担2割化が実施となりますが、負担増は、受診抑制などの問題を引き起こすことは明らかです。国に対して見直しを要請してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことはやむを得ないところもあると考えます。

2. 介護保障・高齢者支援について

①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を引き下げてください。国に財政負担を求めつつ、各自治体の施策によって介護保険料の引き下げを実現してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険料については、平成27年度から公費（国1/2、県1/4、市1/4負担）による低所得者の保険料軽減を行っています。令和元年10月の消費税10%への引き上げ時には、軽減率の引き上げとともに対象者を非課税世帯すべてに拡充しています。今後も、給付の適正化に取り組むとともに保険料負担の増加抑制に取り組んでいきます。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者への介護保険料の減免は、災害等特別事情による場合のほか、扶養親族がなく活用できる資産がない等一定の条件に該当する場合に、条例等に基づき行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業等収入の減少があった場合にも規則に基づき減免を行っています。適時適切な周知に取り組んでいきます。

③国の方針ではケアプランの有料化や原則2割負担など、今後さらなる利用者負担増が検討されています。現在も利用料の負担が重く、必要な介護サービスが受けられていない事例はないか、包括支援センターなどからの情報をつかんで、適切に対応してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後の国の動向を注視するとともに、介護サービス利用料等の負担が重く、必要な介護サービスが受けられないといった事例がないかどうか、介護事業所、地域包括支援センター等とも情報共有を図りながら、適切に対応していきたいと考えています。

④新型コロナの影響を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する介護事業所への支援については、国や県と連携しながら、必要な支援を適時行うよう取り組んでいきます。

⑤免許を返納する高齢者などの「足」を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

免許返納後における地域での生活が可能な「移動手段」の確保が必要と考えています。

公共交通に関しては、県と中部の1市4町及び交通事業者等で構成する「鳥取県中部地域公共交通協議会」において、平成30年3月27日に「地域公共交通網形成計画」を策定し、その中で、「運転免許証自主返納者等移動困難者への対応」や「タクシーの活用等による効率的な運行形態の導入」、「住民との協働による運行の仕組みづくり」などを掲載し、実施に向けた検討を行っているところです。

また、運転手不足等が顕在化している状況もあることから、令和2年度から、地域主体で行なう共助交通の導入検討に関する支援制度を創設し、地域において互いに助け合いながら移動方法を確保する取り組みを検討していただいております。現在2地域で運行されているところです。

今後におきましても、地域性に合った持続可能かつ効率的な交通施策について、バス事業者やNPO、地域住民の皆様とともに検討していきます。

⑥中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器の購入に対する助成制度を実施してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

補聴器は、国が示している介護保険における福祉用具の範囲の考え方によって、介護保険の福祉用具として認められていない状況ですが、今後の国の動向を見守っていきたくと考えています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等について

①長引くコロナ禍と物価高騰によって住民生活が脅かされています。最も効果的な施策は消費税率を引き下げることです。国に対し消費税率5%への引き下げと、実質の消費税増税となるインボイス制度の実施中止の意見を上げてください。

【回答：税務課（市民税係） Tel 22-8115】

たとえ5%でも減税をすれば社会保障の財源が不足し、社会保障制度の持続可能性が危惧される事態となるため、いただいたご要望の趣旨には沿えないものとなります。

また、インボイス制度につきましては、取引の適正化とともに消費税を正確に把握するため必要な制度であると認識しているところですが、一方で事業者の負担が発生することも考慮し、国が対応策を勘案すべきと考えます。

②滞納整理機構は解散してください。

【回答：税務課（債権回収室） Tel 22-8113】

本市の体制では、徴収及び滞納処分の執行停止の適用判断に対応しきれない部分がありますので、今後も鳥取中部ふるさと広域連合税務課に委託をしての滞納整理に取り組んでいきます。

なお、鳥取県滞納整理機構については、実施主体が鳥取県となりますので、直接そちらへお問い合わせください。

4. 生活保護制度など低所得者施策について

①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護制度については、市ホームページ上で「生活保護は国民の権利」である旨を明示してご案内しているほか、福祉事務所窓口で「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでも持ち帰り可能な状態としています。

保護の相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて保護の要件や受給中の権利義務等について説明をしますが、これらについても、わかりやすくお伝えするよう努めています。また、保護の要件を満たさないと考えられる方についても、申請意思を表示された場合は、申請書を交付することとしています。

②自動車保有や持ち家があるなどの場合でも、先般、厚生労働省からは「弾力的な運用」で対応するよう通知が出されています。内容を周知するとともに柔軟な対応をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

自動車保有については、制度上特別の要件に該当する場合以外には保有は認められないものの、就労により保護からの脱却が見込まれる方については、処分指導を保留する取り扱いとしています。

持家についても、現に被保護者の方の居住用に供されている家屋・宅地については、最低限度の生活維持に必要なものとして保有を容認しています。

保護の相談時においては、「処分してからでないと申請ができない」等といった誤解を招かないよう丁寧な説明を行うこととしています。

③厚労省は「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

扶養照会については、要保護者から扶養の可能性について聞き取りを行い、扶養義務履行が期待できない方については、扶養照会を行わないこととしています。

先般の厚労省通知により、その判断基準が明確化されていますので、引き続き、個々の要保護者に寄り添った適切な対応に努めます。

④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

本市においては、きめ細やかな自立支援のため、国の基準以上にケースワーカーを配置しています。また、各種研修への参加等により、個々の職員の資質向上に努めています。

⑤燃料費や電気代の高騰が生活保護利用者を含む低所得者の生活に打撃を与えています。冬季は福祉灯油の継続と充実、夏季においても冷房費に対する助成制度の継続と充実をおこなってください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

令和3年度に生活保護世帯を含む低所得世帯に対する灯油購入費助成金の支給を行っています。令和4年度においても、光熱費助成金の支給を7月に実施し、10月にも再度実施しました。

⑥エアコンを保持していない生活保護利用者や低所得者のエアコン設置への独自支援策を検討してください。

（国に対する意見、要望について）

①2018年6月に厚労省が通知した、エアコンの取り付けへの補助の対象者を拡大してください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護世帯のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯については、生活福祉資金等の貸付制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活維持のための支援を行っていきます。なお、低所得者全体への独自支援について、制度の新設は考えていません。

5. 子育て・進学支援などについて

①学校給食の無償化や家庭負担への直接支援を拡充してください。来年度も給食費の家庭負担が増えないように、国に要望するとともに財政措置をしてください。

また、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを積極的に使い、地域の農業を支えてください。そのための財政的援助を農家にしてください。

【回答：学校給食センター Tel 28-3343】

学校給食の無償化の実施は困難ですが、家庭負担の軽減として従来から実施しています就学援助認定者に対する学校給食費の3分の2減免、同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免する第3子減免は引き続き実施します。

令和4年度におきましては、食材の価格が高騰する中、コロナ臨時交付金を活用し、学校給食費は値上げせず保護者負担を増やすことなく給食の質・量は維持しています。来年度も保護者負担が増えないよう検討します。また、学校給食の食材については、従来より第1に倉吉産、次いで鳥取県産といった地元産の食材を使用するよう地産地消に努めており、今後も継続します。

②子どもの医療費助成に関わって、通院・入院の窓口負担をなくし、完全無料化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療費助成制度として、18歳に達した年度末までの人を対象に医療費の一部助成を、県との共同事業で実施していますので、現段階では完全無料化は考えていません。

③コロナ禍で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備してください。

【回答：学校教育課 Tel 22-8165】

市内小中学校では生理用品を保健室や職員室に常備しており、児童生徒が養護教諭等に申し出ることによって生理用品を渡しています。これは、児童生徒から話を聞くことで状況を把握し、本当に必要な児童生徒に十分届けるため、また、衛生面を考えての措置として行っているところです。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

令和3年度に市社会福祉協議会や市福祉課、鳥取短期大学・鳥取看護大学で生理用品の無償配布を実施しました。公共施設のトイレに生理用品を配備することは考えていません。

④子どもたちの命を守り、保育を充実させるために、職員配置基準・施設基準を見直して改善し、職員を増員してください。

a) 特に1～2歳児1:6を1:3に、4～5歳児1:30を1:20に改善してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

国県市の基準を遵守して適切な施設運営、保育サービスの提供を行っており、また、特別な支援が必要な乳幼児、児童への対応として必要とされる人員の配置も行っています。

処遇、適正配置において、国県の制度を活用しながら現場の意見等を参考に引き続き対応します。

⑤学童保育指導員の配置基準を、2015年の子ども・子育て支援新制度の「従うべき基準」に戻してください。

a) 1クラブ当たりの入所児童をおおむね40人以下とすること。

b) 1クラブ2人以上の指導員のうち、1名は有資格者とすること。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

放課後児童支援員の配置については、国の基準を参照し、市条例で基準を定めてクラブを運営しています。

民間事業者、現場の意見等も伺いながら、本市の実情に応じて必要性を検討します。

⑥就学援助について物価の高騰を加味した単価にしてください。就学援助の所得基準を上げ、より多くの家庭が受給できるようにしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市の就学援助については、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行っているところですが、給付単価及び認定基準については、国の基準に準じて給付を行っており、県内4市ともにほぼ同額で、足並みを揃えて給付を行っているところです。

単価及び認定基準の見直しについては、国の基準、他市の動向に注視しながら検討を進めていきます。

⑦医療系学生の自治体独自の奨学金制度の充実と創設をしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市では2つの奨学金制度があり、昭和29年度より公益法人三松奨学育英会による三松奨学育英会奨学金（令和元年度以降、磯野長蔵記念三松奨学育英奨学金）、平成9年から市奨学金を、いずれも大学、短期大学又は修業年限が2年以上の専修学校の専門課程に修学する者に対して、奨学金貸与を行っています。

この2つの奨学金貸付制度のもと毎年度7名の奨学金貸付の募集をしており、複数の方に活用していただける現行の貸与型奨学金制度を今後も継続する考えであり、医療系学生もこちらの奨学金制度を活用していただくことが可能ですので、現時点では医療系学生に特化した奨学金制度の創設は考えておりません。

（国への意見）

④⑤の内容を、各自治体から、国に強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

施設基準、職員の配置基準等の改善については、民間事業者、現場の意見等も伺いながら、必要に応じて国、県に対して十分な財政措置とその財源確保等について要望していきます。

6. 商工施策について

①国・地方自治体のコロナ対策助成金等は本年5月末で全て終了し、6月以降の売上減少に対する助成は一切ありません。感染拡大の第7波により、多くの事業者が廃業を検討せざるを得ない状況になっています。また、まれにみる円安・物価高騰に多くの業者が苦しんでいます。地方創生臨時交付金等を使い、事業者を直接支援する「応援金」を創設してください。

【回答：商工観光課 Tel 22-8129】

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として次の事業を行っています。

(1) 金融対策（予算額：29億1,820万円）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中小企業事業者の急激な資金需要に対応するため、中小企業事業者の経営安定化等に資する円滑な資金調達を支援する。

(2) 災害等対策緊急資金（新型コロナウイルス感染症対策）（予算額：4,277万円）

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者の経営の安定化を図るため、新型コロナウイルス向け融資を受けた際に生じる利子相当額を補助する。

(3) 燃油価格高騰対策資金利子補助金（予算額：107万円）

燃油価格の高騰により影響を受けた者の経営の維持安定を図るため、新規借入金に係る利子負担を軽減するよう利子相当額を補助する。

(4) がんばる事業者福高応援事業費交付金（予算額：2億9,520万円）

新型コロナウイルス感染症の長引く影響により売上が大きく減少している中小企業・個人事業主等に対し支援する。（支援対象：全業種、算定期間：令和4年1月～9月）

(5) 経営者チャレンジアップ支援事業（予算額：6,500万円）

ホームページ作成、経営コンサルタントを招聘しての新たな経営計画の策定等、新たなチャレンジへの支援、事業者同士の連携による集客イベント実施への支援等を行うことにより、市内事業者における経営の持続化を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が非常に大きいため、現在行っている支援策では十分とは言えないかもしれませんが、今後、各事業の効果と新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、地元事業者に事業継続していただけるよう、必要に応じてさらなる支援策を実施していきます。

7. マイナンバーカードについて

①マイナンバーカードは国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計など、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

本市としては、ご指摘のような「国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供」等がされるという理解はしておりません。また、マイナンバーカードは今後のデジタル社会を実現するためのインフラとしての位置づけになると認識しています。

②岸田政権の「骨太の方針」には健康保険証の原則廃止を目指すとして、保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるシステムの導入を原則義務化にするとしています。マイナンバーカードの取得は法令で国民の任意に委ねられていますが、強制的な取得につながるもので法令違反です。患者・利用者はもとより、医療・介護現場、さらに各自治体の現場にも大混乱を及ぼしかねないこのような政策が実施されないよう国に要望してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

マイナンバーカードの取得は現段階では任意であり、問題ないものと考えています。

8. その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

人口に占める現役世代の割合が継続して減少するなか、公的年金制度の持続可能性を高め、年金額の給付水準を維持するために、マクロ経済スライドによる調整が導入されました。マクロ経済スライドにつきましてもは長期的な制度の維持及び給付水準確保のために必要な措置と考えます。

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が令和元年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われています。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

年金の毎月支給につきましてもは、2カ月毎に支給される現行制度が定着していること及び毎月支給に伴う経費増大等を考慮し、国が勘案すべきことと考えます。

②食糧危機のもとで、国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化を求めます。

- ・国内で食料を増産し、日本の食料自給率を向上・改善すること。とくに、食料自給率の低下に追い打ちをかける「水田活用直接支払い交付金の見直し」は中止すること。

また、自給率の低い麦・大豆・飼料作物などの畑作物への支払額を増額すること。

- ・高騰する燃油、家畜飼料、肥料原料、農業資材に対する支援策を拡充すること。
- ・生活に困窮する人の生存権を保障するために食料支援制度を創設すること。小麦の政府売渡価格の引き上げをやめること。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

- ・国産食料の増産、食料自給率向上、家族農業支援強化については、国・県と連携し対応します。畑作物への支払額を増額については、倉吉市農業再生協議会の決定をもとに対応します。なお、水田活用直接支払交付金の見直しについては、倉吉市議会から白紙撤回を求める意見書が令和4年6月に内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参両院議長宛てに提出されています。

- ・燃油、家畜飼料、肥料原料、農業資材に対する支援策のうち飼料高騰、肥料高騰については本市において国・県の支援制度に嵩上げ措置を講じています。その他についても国・県の支援制度を基本として対応します。

- ・小麦の政府売渡価格の引き上げについては、他の自治体の動きを勘案し対応します。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活に困窮する人の生存権を保障するための食料支援制度の創設は考えておりません。

9. 障がい者施策について

①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。そうした方々の実態を把握し、行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

②障がい者総合支援法に即して、支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

行政、地域、障がいのある人に関わる相談支援機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。活動援助に関わる制度の新設は考えていません。